

白山市指定管理者制度に関する基本方針

平成 2 0 年 2 月策定

平成 2 1 年 1 月改正

平成 2 7 年 3 月改正

平成 2 9 年 3 月改正

平成 3 0 年 1 1 月改正

令和 7 年 3 月改正

白山市

< 目 次 >

趣旨

I 指定管理者制度導入の検討

1. 基本的な考え方	1
2. 指定管理者制度導入の判断基準	1
3. 指定管理者の選定方法	2
4. 業務内容の検討	3
5. 指定管理期間	4

II 指定管理者制度導入の手続き

1. 条例の制定	4
2. 仕様書の作成	4
3. 指定管理者公募の手続き	5

III 指定管理者の選定

1. 指定管理者選定会の設置	6
2. 指定管理者の選定基準	6
3. 庁内での意思決定	6
4. 選定結果の通知	6

IV 指定管理者の指定

1. 議会の議決	6
2. 指定結果通知	7

V 協定の締結

7

VI モニタリング

7

指定管理者導入までの流れ

8

趣旨

平成15年9月施行の地方自治法の一部改正により、公の施設の管理について「指定管理者制度」が創設され、従来は地方自治体の出資法人等に限定されていた公の施設の管理が、議会の議決を経ることで民間企業や各種法人、その他の団体も行うことが可能となりました（地方自治法第244条の2）。

指定管理者制度導入の目的は、多様化する住民ニーズに、より効果的、効率的に対応するため、公の施設の管理に民間のノウハウや活力を活用することにより、公共サービスの向上を図るとともに、合わせて経費の削減等を図ることにあります。

白山市においては、既に指定管理者制度を導入済みですが、今後、既設及び新設の公の施設の管理運営方法を検討する際には、指定管理者制度の導入を原則として、この基本方針に沿って検討を行うものとし、制度の導入が適当であると認められる施設については、移行手続きを進めます。

I 指定管理者制度導入の検討

1. 基本的な考え方

指定管理者制度の活用に当たっては、公の施設の設置目的を考慮しつつ、住民サービスの向上及び経費の節減を進めるため、新たに設置する公の施設だけでなく、現在直営により管理している公の施設についても、より効果的・効率的な管理・運営を実現するため、指定管理者制度の導入に積極的な検討を行います。

市は施設の設置者であることから、事業者の選定に際してはもちろん、事業実施後においても継続的に評価（モニタリング）を行い、指定管理者制度導入施設が適正に管理・運営されるよう責務を負います。

また、指定管理者制度導入前における管理委託団体を、指定管理者として指定している公の施設にあっては、抜本的な見直しを行うこととし、指定管理者制度の本旨に鑑み、一定の条件の下、広く民間事業者等を含めた公募による指定管理者選定について、積極的に取り組みます。

2. 指定管理者制度導入の判断基準

指定管理者制度導入に当たっては、社会経済状況の変化や住民ニーズを踏まえ、施設のあり方や目指す方向を明らかにしていき、その上で管理運営方法として指定管理者制度の導入が適当であると認められる施設については、所管課において制度の導入を検討します。

- (1) 指定管理者への移行を検討する判断基準
 - ・ 民間事業者等の能力やノウハウを活用することにより、市民ニーズにあったサービスの充実やコストの縮減が期待できる。
 - ・ 同様の施設を既に民間事業者等が運営しているなど、施設の運営を任せることが可能である。
 - ・ 施設の管理運営に際し市民との協働が期待できる。
 - ・ 施設を利用するにあたって平等性、公平性を確保できる。
- (2) 直営を継続することとする判断基準
 - ・ 法律等により、民間事業者等が行うことに明確な制約がある。
 - ・ 民間事業者等に当該施設の目的を達成できる能力やノウハウがない。
 - ・ 施設の性格上、行政で行わなければならない明確な理由がある。
 - ・ 施設や事業の規模が小さく、指定管理者制度を導入するメリットがない。

3. 指定管理者の選定方法

指定管理者の指定に当たっては、制度の趣旨を踏まえ、原則公募により候補者を選定します。ただし、次に掲げる施設については、公募によらないで指定管理者を選定します。

(1) 地域コミュニティの振興を目的とした施設（地区集会施設など）

地域住民の活動の拠点であるコミュニティ施設は、当該地域住民が施設を管理することを通じて、より一層のコミュニティの醸成に資するため、地域住民団体を指定管理者として選定します。

(2) 芸術創造及び人材育成事業を主体とする施設（芸術文化施設など）

新しい文化の創造や人材育成を目的とした施設は、このことに精通した団体を指定管理者として選定します。

(3) 保健・福祉の向上を図る特別な事業展開を主体とする施設（老人福祉センターなど）

財団法人、社会福祉法人等は、各施設において管理運営に当たる人材の確保とノウハウの蓄積を行っていることから、施設運営の実績を勘案し、指定管理者として選定します。

(4) 行政との連携による産業振興事業の展開を主体とする施設（農産物販売施設など）

地域の産業振興などを目的とする施設は、施設の設置目的等に照らして、その内容を理解し、経営ノウハウを持つ特定の公共的団体を指定管理者として選定します。

(5) 施設の管理上、緊急に指定管理者を指定しなければならない施設

(6) その他、公募を行うことが適当でない特段の事由があり、指定管理者選定会で事前に承認を受けた施設

4. 業務内容の検討

指定管理者が行う管理の基準及び業務の範囲は、各施設の目的等に応じて設定します。
特に施設管理に併せて事業を展開する場合は、どこまで任せるのかを精査し検討します。

また、使用許可事務、料金制度、経費の負担及び指定管理料の精算についても総合的に検討します。

(1) 使用許可事務

公の施設の使用許可は、条例で規定することにより、指定管理者に行わせることができますが、使用料の強制収用、不服申し立てに対する決定、使用料の減免、行政財産の目的外使用許可等法令により地方公共団体の長のみが行うことができる権限については、指定管理者に行わせることはできません。

(2) 料金制度

①使用料金制度

使用料金制度とは、条例で定める施設の使用料を、指定管理者が代行して徴収し、その全額を市へ納入するもので、管理運営に必要となる経費は、別途、指定管理者に支払われる制度です。

②利用料金制度

利用料金制度とは、条例で定める施設の利用料金の範囲内で、指定管理者が料金設定を行うことができ、また、指定管理者の収入として収受させることができる制度です。次の2つに区分できます。

ア 利用料金のみで運営（独立採算によるもの）

施設の利用料金のみで、指定管理者が施設の管理運営を行う。市からの指定管理料はなし。あらかじめ、利用料金が支出を大きく上回る利用料金収入が予想される場合は、業務仕様書に一定の額又は割合の納付金を市に納めさせることができる。

イ 利用料金及び市からの指定管理料で運営

施設の運営経費から利用料金を差し引いた差額を市から指定管理料として支払い、施設の管理運営を行う。指定管理者は経営努力した分だけ収入は増える。

なお、利用料金の増加分や運営経費の削減など、指定管理者の経営努力によって生み出された剰余金は、精算による返納を求めない。逆に、利用料金収入などが減少した場合においても指定管理料の追加交付などで、市からの損失補てんは行わない。

(3) 経費の負担

指定管理者が管理を行うために必要な経費を賄う方法は次のとおりです。

ア 使用料金制度を採用し、すべて指定管理料で賄う。

イ 利用料金制度を採用し、すべて利用料金等で賄う。

ウ 利用料金制度を採用し、指定管理料及び利用料金等で賄う。

(4) 指定管理料の精算

使用料金制度を採用した場合には、指定管理者は、事業年度による収支決算の結果、施設の管理運営等に要した費用が指定管理料に満たない場合、その差額は市に返納します。

5. 指定管理期間

市民サービスの継続性と安定性を確保しながら、指定管理者が計画的な管理運営を行うことができるよう、指定期間は5年間を基本とします。ただし、施設の性格等による特別な理由がある場合は、別途定めることとします。また、再指定は妨げないものとします。

Ⅱ 指定管理者制度導入の手続き

1. 条例の制定

条例で規定すべき事項については、次のとおりとします。

(1) 指定管理者による管理

指定管理を行わせる旨を規定します。

(2) 指定管理者が行う業務

指定管理者に行わせる業務を規定します。

(3) 利用料金

利用料金制を導入する場合に規定します。

(4) 指定管理者の権限

指定管理者の権限について規定します。

例) 使用等の許可及び制限、許可の取消し等

2. 仕様書の作成

条例で定めることのほか、指定管理を行おうとする者が、応募の判断材料となるよう、当該施設の指定管理業務に係る仕様書を作成します。

(1) 仕様書

仕様書に規定する事項は概ね次のとおりとし、施設の性格等を勘案して設定します。

ア 管理運営に関する基本的な考え方（施設の設置目的など）

イ 施設の概要（施設の名称、規模、開館時間、休館日など）

※施設の位置図や平面図等を添付する。

ウ 指定期間

エ 遵守すべき法令等

オ 指定管理者が行う業務内容

カ 経理等に関する事（利用料金制の有無とその取扱い、指定管理料の限度額、事業計画書及び報告書の提出など）

キ 施設の修繕及び物品の取扱い

ク 保険加入

ケ 指定管理期間満了後の事務引継ぎ

コ 事業の継続が困難となった場合の措置等

サ 原状回復義務

シ その他業務を実施するにあたって市長が必要と認める事項

(2) 管理する施設の単位

原則として施設ごとの管理としますが、経費の縮減及び一体的運営等の観点から複数の施設を同一の指定管理者に行わせることが適当と認められる場合においては、一括して指定管理を行わせることとします。

3. 指定管理者公募の手続き

指定管理者を公募する場合においては、仕様書に定めることのほか、募集に関する事項を定めた募集要項を作成し、広報はくさん、市ホームページ等を活用し、周知します。

(1) 募集要項

募集要項に規定する事項は概ね次のとおりとし、施設の性格等を勘案して設定します。

ア 応募資格等

イ 募集に関する事項

- ・ 募集要項等の配付
- ・ 募集に関する質問の受付及び回答
- ・ 申請書等の受付

ウ 提出書類

- ・ 指定申請書（様式第1号）
- ・ 事業計画書（様式第2号）
- ・ 収支予算書（様式第3号）
- ・ 自主事業計画書（様式第4号の1及び第4号の2）
- ・ 申請団体概要調書（様式第5号）
- ・ 市税等滞納有無調査承諾書（様式第6号）
- ・ 法人登記事項証明書（法人のみ）
- ・ 国税の納税証明書
- ・ 経営状況に関する書類
- ・ 定款・寄付行為・規約又はこれらに類する書類
- ・ その他市長が必要とする書類

エ 選定方法等

オ 候補者選定基準

カ 協定の締結

キ その他市長が必要と認める事項

(2) 応募資格

原則として、白山市内に主たる事務所を有する法人又はその他団体（法人格の有無は問わない）であることとし、個人での応募はできません。ただし、施設の性格等により、市内法人等に限定することが適当でない認められる場合においては、この限りではありません。

(3) 公募の期間

十分な情報を提供するため及び事業者が事業計画書等を作成する期間等を考慮し、原則1か月とします。ただし、施設の規模、性格等に応じ、期間を変更することができるとします。また、必要に応じ、公募の趣旨、目的、業務の内容や申請方法等についての説明会を開催します。

Ⅲ 指定管理者の選定

1. 指定管理者選定会の設置

指定管理者の候補者の選定及び適正な管理運営の確保に関し必要な事項を審査するため、「白山市指定管理者選定会」を設置します。公平性や透明性の確保の観点から選定会は、申請者が提出する事業計画書等に基づき、費用対効果、管理能力等の事項を総合的に勘案して指定管理者の候補者を選定します。

2. 指定管理者の選定基準

審査にあたっては、あらかじめ選定基準を定めた調書を作成するものとし、選定項目ごとに申請者を評価し、総合的な評価においてもっとも適当と認められる団体を選定します。

3. 庁内での意思決定

選定会における選定結果については、市長まで決裁を採ります。

4. 選定結果の通知

選定会における選定結果については、各申請団体へ文書で通知します。

候補団体には、指定管理者の指定には議会の議決が必要となる旨も併せて通知します。

（様式第7号、第8号）

Ⅳ 指定管理者の指定

1. 議会の議決

指定管理者の指定は、議会の議決事項であり、指定議案には、「公の施設の名称」、「指

定管理者となる団体の所在地及び名称」、「指定期間」の事項を記載します。

2. 指定結果通知

指定結果は、指定管理者となった団体に文書（様式第9号）にて通知します。

V 協定の締結

指定管理者の業務上の詳細な事項については、基本協定及び年度協定を締結します。
基本協定の内容は、概ね次のとおりとし、指定期間全体に係る包括的な協定とします。
なお、単年度ごとに実施する内容を具体的に協定で定める必要がある場合は、年度協定を締結します。

- (1) 協定期間
- (2) 業務の範囲
- (3) 個人情報の保護
- (4) 情報の公開
- (5) 使用料（利用料金）の取扱い
- (6) 会計区分
- (7) 指定管理料の支払い等
- (8) 事業報告書及び事業計画書の作成及び提出
- (9) 緊急時の対応
- (10) 施設の維持補修等及び財産の管理
- (11) 協定の解除
- (12) 損害賠償
- (13) 危険負担
- (14) 原状回復義務
- (15) 権利譲渡禁止
- (16) その他市長が必要と認める事項

VI モニタリング

指定管理者が、公の施設の設置目的を理解し、適正な管理運営・良好なサービスの提供を行っているかを監視・監督し、次年度以降の業務内容等に反映させるために、モニタリングを実施します。

モニタリングの実施にあたっては、「指定管理者制度におけるモニタリングに関する指針」に基づいて行います。

指定管理者導入までの流れ

